定款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、公益社団法人 全国私立保育連盟と称する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都台東区蔵前に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、全国の子育でに関する事業を行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育てに関する相談事業及び情報提供事業
- (2) 子育てに関する助言、技術支援及び技術指導事業
- (3) 子育てに関する調査及び研究事業
- (4) 保育環境の向上事業
- (5) 保育事業に関する調査、研究、連絡及び調整事業
- (6) 保育に関わる職員の資質向上と待遇改善事業
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

第5条(法人の構成員)

この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

- イ この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た地方自治体単位の一つの組織 (以下「地域組織」という)の会員である代表者。
- ロ 地域組織の無い地域においては、この法人の目的に賛同し理事会の承認を得 た施設であって、運営主体が地方自治体でない施設の代表者。
- 2. 施設とは「入会及び会費に関する規程第3条(入会基準)」に規定するものとする。

(2) 賛助会員

この法人の目的を賛助するため入会した団体又は個人。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第6条(会員の資格の取得)

この法人の会員になろうとする者は、社員総会において別に定める基準により、会長に申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は前項の入会申込をした者が、第12条1項第1号の入会基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

3 前項の規定により、理事会が入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨通知する。入会を拒否したときは、ただちにその旨を通知する。

第7条(経費の負担)

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項により支払われた額はこれを返還しない。

第8条(任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を 除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

第11条(構成)

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第12条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条 (開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ケ月以内に1回開催するほか、 必要がある場合に、臨時に総会を開催することができる。

第14条(招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第15条(議長)

社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

第16条 (議決権)

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条(決議)

社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員等の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び解散後の継続
 - (7) 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第18条 (議決権の代理行使)

社員総会に出席できない正会員は、委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を 代理行使させることができる。この場合第17条の規定について社員総会に出席したも のとみなす。

第19条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、社員総会に出席した正会員の中から選出された議事録署名人が署名押印する。

第5章 役員

第20条(役員の設置)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上28名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち6名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条(役員の選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条 (役員の資格)

この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第25条(役員の任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第26条(役員の解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第27条 (報酬等)

理事及び監事は無報酬とする。ただし、会員外の理事及び監事並びに常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定め

る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 顧問、参与

第28条(顧問)

この法人に任意の機関として15名以内の顧問を置く。

- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1)会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること
- 3 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第29条(参与)

この法人に任意の機関として30名以内の参与を置く。

- 2 参与は理事会から諮問された事項について参考意見をのべることができる
- 3 参与の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 参与は無報酬とする。

第7章 理事会

第30条(構成)

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条(権限)

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 委員会の設置及びその運営に関する基準の決定
- (5)その他この法人の業務執行に関する事項(社員総会の決議を要する事項を除く)

第32条(招集)

理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第33条(議長)

理事会の議長は会長とする。

第34条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第35条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長の選定を行う理事会については、出席した理事全員が記名押印する。

第8章 委員会及び事務局

第36条(常任理事会)

この法人に常任理事会を設置する。

- 2 前項の常任理事会は、会長、副会長、常務理事で構成する。
- 3 第1項の常任理事会は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会の開催に関する準備
 - (2) 理事会上程議案の事前審議
 - (3) 理事会より付託された事項の執行
 - (4) 専門委員及び事務局長の理事会への推薦
- 4 第1項の会議の議事運営に関する細則は理事会において定める。

第37条(代表者会議)

この法人に代表者会議を設置する。

- 2 前項の代表者会議は、会長、副会長、常務理事および加盟地域組織の代表者で構成する。
- 3 第1項の会議は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 理事会への意見具申
 - (2) 各地域組織間の意見・情報交換
- 4 第2項の加盟地域組織の代表者は各組織より選任された者で、理事会にて承認する。
- 5 第1項の会議の議事運営に関する細則は理事会において定める。

第38条(委員会)

この法人に理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第39条(事務局)

この法人に事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、事務局長及び所要の職員で構成し、この法人の事務を処理する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。
- 4 事務局長及び所要の職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

第9章 資産及び会計

第40条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第41条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、 定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

第42条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款・会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第43条(公益目的取得財産残額の算定)

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第44条 (剰余金の処分制限)

この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第45条(基金)

- 1 この法人は基金を引受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において 別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

第46条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第47条 (解散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第48条(公益認定の取消し等に伴う贈与)

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場

合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第49条 (残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若 しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等 に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第50条(公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は黒川恭眞とする。

附則

- 1 この定款は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この定款は、平成24年5月30日から施行する。(第1次改訂)
- 3 第2次改訂 平成26年6月3日
- 4 第3次改訂 令和元年6月27日
- 5 第4次改訂 令和2年6月30日(令和3年4月1日から施行する。)